

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ）において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020622005	2年6月22日	2年8月6日	2年9月25日	税理士の事務所規制	日本税理士連合会のホームページ上で、テレワークが可能となるような場合の指針が公表されたが、あくまで緊急的対応であり、税理士法第40条の2か所事務所禁止規定は残されている。中長期的には、2か所事務所禁止規定を撤廃し、デジタル技術等を活用した本人の資格確認による規制にシフトすべき。	税理士法上の2か所事務所禁止規定については、規制改革推進会議における「経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度見直し要望」への対応について」(5月18日公表、新経済連盟要望)において、「税理士事務所における自宅等でのテレワークについては令和2年4月15日に日本税理士会連合会のホームページ上で当該テレワークが可能となるような場合の指針を公表済み(内容については、国税庁と日本税理士会連合会で協議済み)」との回答が示されている。しかしながら、あくまでも緊急的対応であり、コロナ後においても、自宅等でのテレワークがどの程度まで可能なか、必ずしも明確ではない。自宅等のテレワーク先が主たる業務の事務所と認定され、法令違反になる可能性を排除できないため、テレワークに対する強い懸念や委縮効果が残る、多様な働き方の妨げとなる懸念がある。したがって、中長期的には、2か所事務所禁止規定を撤廃し、デジタル技術等を活用した本人の資格確認による規制にシフトすべきである。(参考)新経済連盟「コロナ問題を契機とした労働法制の見直し等」 https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2020/06/20200605document.pdf	新経済連盟	財務省	税理士法第40条第3項	現行制度下で対応可能	令和2年4月15日に日本税理士会連合会のホームページ上で公表されたテレワークが可能となるような場合の指針については、緊急的対応としてのもではなく、現行法令下における取扱いを記載したものであって、いわゆる「コロナ後」であっても同様の取扱いとなります。		
020705002	2年7月5日	2年8月6日	2年9月25日	レジ袋有料化の見直し	一律のレジ袋有料化義務化を撤廃する。	新型コロナウイルス対策として、諸外国ではレジ袋無料化を実施している。一方、日本においては東京への第二波到来に合わせるかのように、有料化を実施した。衛生面が懸念される買い物袋を利用促進することにより、物流関係者や販売員の健康被害が懸念される。このため、一律のレジ袋有料化を廃止する。ただし、店のスタイルにより有料化を継続することは、否定しないこととする。	個人	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の一つとしてリデュース等の徹底が位置づけられ、その取組の一環としてレジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)を行うことで消費者のライフスタイル変革を促すことを目指す旨が記載されました。その実現のため、小売業に属する事業者を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号)において、プラスチック製の買物袋の排出の抑制を促進するための事業者の取組として、プラスチック製買物袋を有償で提供することを規定する等の措置を講じました。	小売業に属する事業者を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号)	その他	プラスチックは、非常に便利な素材である一方、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの課題もあります。今回のプラスチック製買物袋の有料化をすることで、普段何気なくもらっているレジ袋について、それが本当に必要なかを考えていただき、ライフスタイルを見直すきっかけにすることを目的としております。ご指摘の衛生面の御懸念については、小売業関係の業界団体が策定した「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」において、不特定多数の方による接触を回避するべく、顧客に対し、マイバッグへの袋詰めは顧客自身で実施することや、買物への外出時や帰宅時にマイバッグの洗浄や消毒をすることについて協力を呼び掛けることとされております。また、政府としては、消費者の皆様へ「お買物エチケット」ご協力のお願いとして、マイバッグへの袋詰めは自分で行っていただくことや、使用前後で洗浄・消毒をお願いしているところです。	
020827017	2年8月27日	2年10月6日	2年10月27日	官民間取引の標準様式の制定とデジタル化・オンライン化の推進	官民間取引において、契約分野ごとに標準様式を定め、国の出先機関や自治体ごとの専用の様式を用いる場面を極力削減してはどうか。専用様式を掲げる場合であっても、標準様式での提出を可能としてはどうか。また、押印についても原則廃止としてはどうか。官民間取引に伴う各種の書面について、国・自治体は、民間事業者が電子媒体での提出を希望する場合にこれを拒んではならないこととしてはどうか。	商取引における文書の電子化は導入コストが低下してきており、普及が進んでいる。しかし、依然として紙の取引は多く、電子文書が主流の商習慣に移行するにはほど遠い状況である。障壁のひとつが、官民間取引(国・自治体とも)に関係する文書と考えられる。官公庁の取引が紙文書を前提とした取引になっており、かつ、請求書・納品書等も専用様式を利用することが求められていることが多く、民間事業者は民間取引だけで文書を電子化することのメリットを享受しにくい。上記の対応により、民間企業の全国的な商習慣の変革にもつながることが期待される。	日本IT団体連盟	行政改革推進本部事務局 総務省 財務省	【行政改革推進本部事務局】 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを推進してまいります。なお、様式の統一については、実務への影響を踏まえ、別途検討が行われるべきものと考えられます。 【総務省】 地方公共団体の長の規則等 【財務省】 地方公共団体における入札・契約に関わる書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められているものであり、押印についても国の法令において義務付けられているものではない。また、当該書類について電子媒体による提出の支障となる国の法令上の規定はありません。 【財務省】 ・国の契約に関する文書(請求書、納品書を含む。以下、同じ。)は、会計法令上、特定の様式を定めていません。 ・国の契約に関する文書において、会計法令上、押印が必要なものは契約書のみですが、電子契約書の場合、押印は不要です。	【行政改革推進本部事務局】 なし 【総務省】 地方公共団体の長の規則等 【財務省】 ・国の契約に関する文書(請求書、納品書を含む。以下、同じ。)は、会計法令上、特定の様式を定めていません。 ・国の契約に関する文書において、会計法令上、押印が必要なものは契約書のみですが、電子契約書の場合、押印は不要です。	【行政改革推進本部事務局】 検討を予定 【総務省】 対応 【財務省】 現行制度下で対応可能	【行政改革推進本部事務局】 当事務局では、各府省及び独立行政法人における、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを推進してまいります。なお、様式の統一については、実務への影響を踏まえ、別途検討が行われるべきものと考えられます。 【総務省】 地方公共団体の入札手続における競争入札参加資格審査申請書の標準書式について、今年度内に作成することとしている。なお、この標準書式における押印の取扱いについては、原則押印を不要とする方向で検討を進めています。 【財務省】 国の契約に関する文書について、会計法令上、特定の様式を定めていません。そのため、必ずしも「専用の様式」による必要はなく、事業者独自の様式で提出することは、制度上可能です。国の契約に関する文書において、会計法令上、押印が必要なものは契約書のみです。ただし、電子調達システムを用いて電子的に契約書を作成することも可能であり、その場合、押印は不要です。また、電子調達システムを用いることで、契約書の他、請求書等を電子的に作成し、提出することが可能です。	